

津市地域防災計画の令和7年度修正について

1 概要

本市では、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう近年の大規模災害の教訓を踏まえ、継続的な見直しを行っています。

令和7年度は、令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた避難所における避難生活の質の向上や被災者支援の充実等に関する本市の取組内容について追加・修正を行うとともに、災害対策基本法その他の法令、計画の改正、変更に伴う所要の修正を行い、本市の災害対応力の強化を図ります。

また、令和7年3月に国から公表された南海トラフ地震の新たな被害想定に係る情報について更新を行います。

2 主な修正内容

(1) 災害対応力強化に係る修正

避難所の生活環境の向上、被災者に対する支援の充実に関する国の避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等を明確化し、同指針に基づく新たな取組について追加・修正を行います。

ア 避難所における避難生活の質の向上

(ア) 避難所の環境整備等について、令和6年12月に改定された同指針に基づき推進する旨を明記

(イ) 今年度導入する災害用トイレレーラーの運用を追加

(ウ) 内閣府が創設した災害対応車両登録制度を活用し、全国のキッチンカーやトレーラーハウス等の所有者への災害時の車両提供要請の実施を追加

イ 被災者支援の充実

(ア) 避難所や避難所外避難者への福祉サービスの提供を追加

(イ) 避難所における空調設備の整備充実、居住スペースの確保、衛生的なトイレ環境の整備等の生活環境の整備に関する記載を充実

(ウ) 内閣府が創設した被災者援護協力団体制度を活用し、全国のボランティア団体等と必要に応じて災害時応援協定を締結するなど災害時の取組を追加

(イ) 透析施設への優先的な応急給水の実施を追加

ウ 防災DXの推進

国・県と連携して災害対応を行うための新総合防災情報システム、新

物資システム等の活用を追加

(2) 南海トラフ地震の新たな被害想定に伴う修正等

国から公表された南海トラフ地震の新たな被害想定に係る都道府県別の被害想定や市町村別の浸水高、震度分布等について、修正及び図表の更新を行います。

3 令和8年度修正において対応を行うもの

(1) 南海トラフ地震に係る新たな被害想定（三重県版）

令和7年3月の国の南海トラフ地震に係る新たな被害想定を受け、三重県は独自の調査分析を加え、新たな市町別の被害想定を令和8年3月に公表する予定であることから、当該内容については、令和8年度の地域防災計画の修正時に反映することとします。

なお、三重県の新たな被害想定において、津波浸水予想区域、死傷者数、倒壊家屋数、避難所の指定状況など、市民の災害対応に必要な情報については、三重県の発表にあわせ、本市ホームページ、広報紙等により周知します。

(2) 令和8年5月下旬から運用予定の「新たな防災気象情報」

住民が災害時の避難行動の参考となる「5段階の警戒レベル」と「防災気象情報」との関係の分かりやすくするため、「河川氾濫」「大雨」「土砂災害」「高潮」について、レベル4に危険警報を新設し、5段階のレベルに分け防災気象情報が発表されることとなりました。

当該変更は、令和8年5月下旬からの運用が予定されていることから、令和8年度の地域防災計画の修正時に反映することとしますが、5月下旬の運用開始に対応できるよう、本市の避難情報の発令の基準となる「津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」については、当該情報が発表される基準が4月頃に公表されることから、当該発表基準を踏まえ、迅速な修正を行い、新たな防災気象情報に合わせた運用が行えるようにすることとします。

なお、新たな防災気象情報及び発表基準については、必要に応じて本市ホームページ等により周知します。